



令和8年熊本地震にかかる 医療機関等における一部負担金の免除について

令和8年熊本地震で被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。
このたび、甚大な被害を受けられた加入者の皆様につきまして、令和8年7月28日～令和8年11月30日の診療において、医療機関等窓口での一部負担金等の支払いの免除（既に支払われた方については還付）を行うことといたしました。対象となる方の条件等、詳しくは協会けんぽホームページをご確認ください。

事業主・加入者のみなさまへ

令和8年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年度の予定

送付時期・提出期限

令和8年10月下旬から11月中旬（予定）にかけて順次送付いたします。
令和8年12月11日（金）までにご提出ください。

確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和7年中の課税収入額が130万円（60歳以上の場合は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は年間収入が150万円）の金額を超過している方（18歳未満の者や令和8年4月1日以降に認定された者を除く）

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

令和7年度被扶養者資格の再確認にご協力いただき、誠にありがとうございました。
被扶養者資格の再確認の実施により、被扶養者の解除となった方は次のとおりです。

被扶養者の解除となった方：約18.8万人

被扶養者の解除により見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額：約6億円

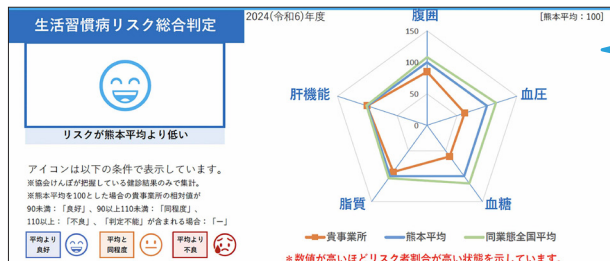
就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときは、その都度年金事務所へ「健康保険被扶養者（異動）届」の提出が必要です。被扶養者に異動があった場合は、すみやかな届出をお願いいたします。

健康宣言事業所様へ

2026年度版カルテを発行します!

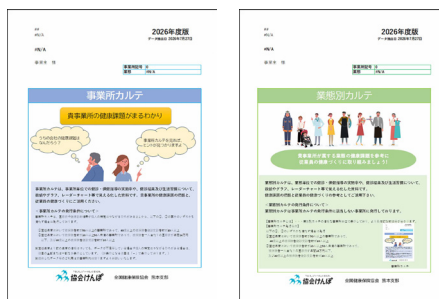
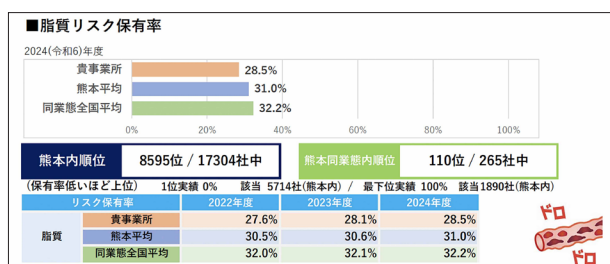
健康宣言された事業所様宛に9月中旬頃から最新の「カルテ」を発送しています!

＜カルテ掲載内容イメージ＞



自社の健康課題を
「見える化」できます!

「カルテ」とは、過去3年間の健診受診率や健康リスク保有率、生活習慣等の経年変化をまとめたものです。



何から始めればよいかお困りの健康づくり担当者様必見!

健康宣言事業所様限定「健康づくりサポート事業」を行っております!

無料

- 健康づくり出前講座…健康に関する15の講座からご希望のテーマに合わせたセミナー講師をご希望の場所へ派遣!
- 健康経営サポート…健康経営についてのご相談を承り、健康経営に取り組むための計画書の作成をサポート!

詳しくは
こちらから▶



健康宣言をしていない事業所様

健康宣言には、まず、現状を知ることから!
「事業所カルテ」「業態別カルテ」で健康課題を確認し、目標を設定しましょう。

「カルテ」の発行には「カルテ発行依頼書」のご提出が必要です。詳しくはこちら▶



その申請、電子申請がおすすめです!

申請後の処理状況が確認できます!

郵送の手間・時間・費用をかせずに済む
「電子申請サービス」をぜひご利用ください!



協会けんぽ熊本支部の
LINEを登録しませんか?

健康情報ははじめとした、さまざまな
お役立ち情報を配信しております。



お問い合わせ

協会けんぽ 熊本 検索



全国健康保険協会 熊本支部
〒860-8502
熊本市中央区辛島町5-1
日本生命熊本ビル10階

電話

096-240-1030

受付時間

8:30~17:15まで
(土・日・祝・年末年始を除く)

※内容については令和8年7月末時点の情報であり、制度改正等で変更になる場合がございます。